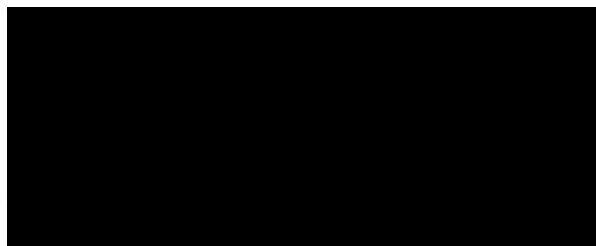


2022 年 5 月 17 日

知立市議会議長 様



直ちに 1 日 8 時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、
1 日 7 時間労働制をめざすことを求める意見書の提出を求める陳情

現在、長時間・過密労働、夜勤交代制労働、パワハラをはじめとするハラスメントなどにより、心身の健康を損なう労働者が増加しています。また、政府が財界と一体となって進める雇用流動化政策により、非正規雇用労働者が増大し、特に若者や女性、高齢者に低賃金による不安定な雇用や差別的な処遇が横行し、ダブルワークやトリプルワークをしなければ生活できない労働者が増加しています。さらに、コロナ禍はこうした非正規雇用労働者の生活を直撃しています。

100 年以上も前に I L O で定められた 1 日 8 時間労働制が、日本では法律上は定められながらも、8 時間労働ではまともな生活ができないのが実態です。新自由主義によってもたらされた格差と貧困の象徴であり、政府が「成長と分配の好循環」を看板に新しい資本主義を掲げるもとの、直ちに是正されなければなりません。

また、日本のフルタイム一般労働者の労働時間は、年間平均 2018 時間もあり、近年で急増した短時間労働者を除いた男性の労働時間を比較すると、日本は世界で最も長時間労働をしている国です。

少子化の解消や、地域コミュニティの活性化と発展を実現するためには、1 日 8 時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、労働時間短縮によって家庭生活とのワークライフバランスを確立することが求められます。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 直ちに 1 日 8 時間働けば人間らしく暮らせる賃金と労働環境を整備すること。
2. ヨーロッパ並みに法定労働時間 1 日 7 時間、週 35 時間制を実現すること。
3. 時間外・休日労働は、週 15 時間、月 45 時間、年間 360 時間を超えないものとする。
4. 勤務の終了と開始の間に 24 時間について連続する 11 時間以上の間隔を置く「勤務間インターバル制度」を法制化すること。

以 上

【意見書案③】

直ちに1日8時間の労働で働けば人間らしく暮らせる社会を
実現するとともに、1日7時間労働制をめざすことを求める意見書（案）

長時間・過密労働、夜勤交代制労働、パワハラをはじめとするハラスメントなどにより、心身の健康を損なう労働者が増加している。また、政府が進める雇用流動化政策により、非正規雇用労働者が増大し、とくに若者や女性、高齢者に低賃金で不安定な雇用や差別的な処遇が横行し、ダブルワークやトリプルワークをしなければ生活できない労働者が増加している。さらに、コロナ禍はこうした非正規雇用労働者の生活を直撃している。

100年以上も前にILOで定められた1日8時間労働制が、日本では法律上は定められながらも8時間労働ではまともな生活ができない実態は、新自由主義によってもたらされた格差と貧困の象徴であり、政府が「成長と分配の好循環」を看板に新しい資本主義を掲げるもとで直ちに是正されなければならない。

また、日本のフルタイム労働者の労働時間は平均年間2,018時間もあり、近年で急増した短時間労働者を除いた男性の労働時間で比較すると、日本は世界で最も長時間労働をしている国である。

少子化の解消や、地域コミュニティの活性化と発展を実現するためには、1日8時間働けば人間らしく暮らせる社会を実現するとともに、労働時間短縮によって家庭生活とのワークライフバランスを確立することが求められる。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 直ちに1日8時間働けば人間らしく暮らせる賃金と労働環境を整備すること。
2. ヨーロッパ並みに法定労働時間1日7時間、週35時間制を実現すること。
3. 時間外・休日労働は、週15時間、月45時間、年間360時間を超えないものとする。
4. 勤務の終了と開始の間に24時間について連続する11時間以上の間隔を置く「勤務間インターバル制度」を法制化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2022年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長